

境港市 国内商談会等参加支援補助金

境港市では、市内中小企業者の皆さんの製品や技術等の販路や受注の拡大を図るため、国内商談会等の参加費用の一部を支援します！

対 象 者	境港市内に事業所を有する中小企業者 ※個人の場合は、あわせて境港市に住民登録があること。
対象事業	自社の製品や技術等売り込むため、 国内で開催される商談会や展示会等に参加する事業 ※物品販売を伴う商談会等は対象外 ※オンライン商談会等も対象
対象経費	①出展料 ※オンライン商談会等の場合は、参加料・登録料・ページ掲載料 ②小間の装飾費、備品等リース料 ③展示品等の輸送費
補助金額	対象経費の10／10（上限5万円）
申請時期	参加する商談会等が開催される7日前まで
利用可能回数	・1年度につき2回まで ※通算6回の上限が撤廃となりました

詳細については、下記までお問い合わせください。

境港市水産商工課 商工振興係

☎ 0859-47-1056 ✉ suisan@city.sakaiminato.lg.jp

補助金交付の流れ

1 指定申請書の提出

- 参加する国内商談会等が開催される 7 日前までに提出してください。
- 国内商談会等の概要や、出品する製品等の概要が分かる書類（開催要項やパンフレットなど）等の添付が必要です。
- 提出いただいた後、審査の上、指定決定通知書を交付します。
- 指定後、参加を取り止める場合や補助金の増額を伴う対象経費の変更が生じた場合は、届出や変更申請が必要です。



2 国内商談会等への参加

- 小間の状況や商談の状況などが分かる写真を撮影してください。



3 交付申請書の提出

- 国内商談会等が開催された日、または対象経費の支払いを完了した日のいずれか遅い方の日から30日以内に提出してください。
- 2で撮影した写真や対象経費に関する領収書等の写しの添付が必要です。
- 提出いただいた後、審査の上、交付決定通知書を交付します。



4 支払請求書の提出

- 交付決定通知書の写しを添付して提出してください。
- 提出いただいた後、指定口座に振り込みます。



5 商談状況報告書の提出（中間報告・最終報告）

- 参加した国内商談会等を契機とした商談状況について、
中間報告：開催日の 3 か月後から30日以内
最終報告：開催日の 6 か月後から30日以内
をしてください。